

## SCMR Japan Working Group 会則

---

### 総則

第一条 本会はSCMR Japan Working Group と称する。

第二条 本会は日本国内に事務局を設置する。

---

### 目的および事業

第三条 本会はSCMR(Society for Cardiovascular Magnetic Resonance)の設立趣旨と使命に従って活動を行うSCMR のaffiliated organization で、日本における心臓血管MRI の臨床利用を拡大し、心臓血管疾患の診療に貢献することを主な目的とする。

第四条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。

1. 研究会を年1回行う。
  2. SCMR 学会WEB ページの主要部を日本語化して提供する。
  3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。
- 

### 会員および役員

第五条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 本会員：本会の目的に賛同するSCMR正会員とする。
2. 賛助会員：本会の目的に賛同し、その事業を援助する法人および団体とする。

第六条 本会の本会員になろうとする者はSCMRの正会員とならねばならない。

第七条 本会は役員として幹事、顧問を置く。

第八条 顧問は幹事の推薦により選出し、本会に対する指導・助言を行う。

第九条 代表幹事1名は幹事の互選により選出される。

第十条 事務局長1名は幹事の互選により選出され、事務局業務を担当する。

---

### 会議

第十一条 総会は原則として年に1回開催する。

第十二条 総会の議事は出席会員の過半数の賛同により決定する。

---

### 会計

第十三条 本会の経費は年会費および寄付金をもって当てる。

第十四条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日に終る。

---

### 付則

本会規約は平成27年8月1日より施行する。

---